

佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月30日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第31号

佐賀県中小企業労働相談所規則の一部を改正する規則

佐賀県中小企業労働相談所規則（昭和31年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（相談の種類）</u></p> <p><u>第6条 相談所における相談の種類及びその内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）常時相談 常設の相談窓口において実施するものをいう。</u></p> <p><u>（2）巡回相談 前項の相談窓口以外の場所において、巡回により定期的に実施するものをいう。</u></p> <p><u>（3）緊急相談 前2号以外の場合において緊急に行う必要があるときに、相談者が希望する場所において実施するものをいう。</u></p> <p><u>（4）特別相談 高度な専門的知識を有する者の助言を要する相談に対し、その者の助言を得て実施するものをいう。</u></p>	<p>第6条 削除</p>

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。